

手数料について

(令和 7 年 4 月 1 日施行)

建築確認申請手数料

(単位 : 円)

建築物(申請部分の床面積)	法6条の4第1項、 法7条の5の特例	確認申請	完了検査
～ 30㎡以下 30㎡超 ～ 100㎡以下 100㎡超 ～ 200㎡以下 200㎡超	有り	6,000	13,000
	(無し)	(10,000)	(15,000)
	有り	11,000	15,000
	(無し)	(16,000)	(21,000)
	有り	16,000	20,000
	(無し)	(27,000)	(26,000)
	有り	27,000	26,000
	(無し)	(51,000)	(38,000)
工 作 物		12,000 (計画変更 7,000)	14,000

- ※ 構造計算適合性判定を伴う物件については、事前に判定機関で適合性判定を受け、建築確認申請に適合判定通知書の写しを添付してください。
- ※ 計画変更、移転、大規模の修繕・模様替、用途変更の場合は、当該部分の床面積の 1 / 2 (床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積) を手数料の算定床面積とする。(準則による)

建築物省エネ法(第 11 条)仕様基準 による省エネ基準審査	一戸建て住宅	共同住宅等
～ 200㎡以下	14,000	30,000
200㎡超 ～ 300㎡未満	15,000	30,000
300㎡以上	15,000	52,000

- ※ 建築確認申請手数料に加算します。

道路の位置の指定(法42条1項5号)申請:50,000円

全体計画認定(法86条の8)申請(法第6条第1項第3号建築物):28,000円

(上記以外):120, 000円

大規模の修繕又は大規模の模様替に関する適用除外(令 137 条の 12)申請:28,000円